

令和元年度私立保育所指導監査実施計画

1 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の実施

- ア 指導監査は、「一般監査」及び「特別監査」とし、必要に応じて「確認監査」を実施する。
- イ 一般監査は、原則として、年1回県(※1)・市(※2)の条例及び規則並びに関係法令・通知等を遵守しているかどうかを、実地により確認する。また、社会福祉法人の主たる事務所を有する保育所においては、施設監査に併せて法人監査を実施する。
- ウ 特別監査は、運営等に問題を有する保育所を対象に、特定の事項について随時実施する。

※1：沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月26日 条例第85号)

※2：宮古島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(平成26年11月28日 条例第32号)

(2) 指摘事項に対する是正・改善等の措置

- ア 指摘事項に対する是正・改善の状況を期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求めるとともに、当該年度中に解決が困難な事項については、年次改善計画を作成させる等、その着実な解決に向けて継続的に指導する。
- イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合又は特別監査の結果著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、児童福祉法第46条第3項、及び関係通知に基づき、当該法人・施設の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。

2 指導監査の主眼事項及び着眼点

令和元年度の指導監査は、沖縄県保育行政指導監査実施要綱第8条に規定する別紙2「私立保育所指導監査事項」の主眼事項及び着眼点に基づき実施する。

3 指導監査の重点事項

- (1) 保育所保育指針の取り組みは、適切に行われているか。
- (2) 職員の労働条件の改善等に配慮した定着促進及び離職防止の取り組みは、適切に行われているか。
- (3) 配置基準に基づく保育士の配置が行われているか。
- (4) 職員給与規程等の整備及び運用を適正に行い、職員の処遇向上が図られる取り組みを行っているか。
- (5) 会計・経理処理は、経理規程に基づいて、適正に行われているか。
- (6) 委託費の運用及び弾力運用は、適正に行われているか。
- (7) 新設保育所の施設運営は、適切に行われているか。
- (8) 保存食の保管や衛生管理等、食中毒への対策が適正に行われているか。
- (9) 危険箇所が適正に対処され、子どもへの安全対策が行なわれているか。